

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市西口町宇土橋一六番地二、最後の住所愛知県豊橋市飯村町宇茶屋一〇八番地一 フォレストヴィラ一〇二

被相続人 亡 西村 望

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月五日

愛知県豊橋市前田中町八番地の二四河邊・加藤法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県東諸県郡国富町大字須志田二五七五番地、最後の住所大阪府池田市住吉一丁目一四番二七号 住吉マンション三二二

被相続人 亡 宮田 俊二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月五日

大阪府北区堂島一丁目一番五号関電不動産梅田新道ビル一〇階

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市鶴見区放出東二丁目二四番、最後の住所大阪府大阪市鶴見区今津中一丁目六番二一六三四号

被相続人 亡 東 隆男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月五日

大阪府中央区南船場四丁目三番二号セント心斎橋五階 共栄法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市大連東五丁目一四番、最後の住所大阪府東大阪市大連東五丁目一四番二七号

被相続人 亡 日置三代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月五日

大阪府西区立売堀一丁目四番二二号立売堀スクエアビル三階

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西海市緑台四丁目九番地三〇、最後の住所兵庫県西海市向陽台一丁目一二番地の五 四一三〇七 被相続人 亡 小山登一郎

被相続人 亡 小山登一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月五日

兵庫県伊丹市西台二丁目五番一五番一第2松屋ビル三階 つばき法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県鹿足郡津和野町相撲ヶ原一〇五六番地一、最後の住所島根県鹿足郡津和野町相撲ヶ原一〇五六番一地

被相続人 亡 中谷 マサ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月五日

事務所島根県益田市乙吉町イ八九番地一〇日興ビル二階 谷川法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県小田郡矢掛町矢掛二六二四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 石山 昌司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月五日

岡山県倉敷市川西町一〇番二二番倉敷川西町R G B三階 弁護士法人田原法律事務所

被相続人 亡 田原 洋介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市阿賀中央七丁目一番、最後の住所広島県福山市松永町六丁目一〇番五三三番

被相続人 亡 中本 正巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月七日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月五日

広島県福山市神辺町大字川北五五五番地

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市和庄一丁目三番、最後の住所広島県呉市和庄一丁目三番七号

被相続人 亡 高田 民子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月七日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月五日

広島市中区上八丁堀五一二七アバンビユー上八丁堀四〇一山下・長井法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県大島郡周防大島町大字出井三三七番地、最後の住所山口県周南市城ヶ丘三丁目一番七号

被相続人 亡 河元 孝江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月五日

山口県周南市岐南町八番三一号

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市旭上町五番地、最後の住所高知県高知市旭上町五番地、最後の住所

被相続人 亡 安岳登代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月五日

事務所高知市新本町一丁目一四番九号

被相続人 亡 司法書士 三谷 浩

第6期決算公告

令和8年9月25日

東京都練馬区関町南四丁目24番19号

株式会社アジャイル

代表取締役 樋口 一成

貸借対照表の要旨

(令和8年6月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産部	流動資産	491,978
	固定資産	1,650
	資産合計	493,628
負債純資産及び部	流動負債	456,534
	固定負債	37,094
	資本	10,000
	剰余金	27,094
	その他利益剰余金	27,094
	(うち当期純利益)	(53,678)
	合計	493,628

第18期決算公告

令和8年10月5日

東京都港区北青山二丁目14番4号

株式会社ディスカバリーズ株式会社

代表取締役 島田祐一朗

貸借対照表の要旨(令和8年6月30日現在)

(令和8年6月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	798,419
	固定資産	112,446
	資産合計	910,865
負債純資産及び部	流動負債	631,130
	固定負債	122,738
	負債合計	156,688
	資本	32,935
	剰余金	123,752
	その他利益剰余金	123,752
	(うち当期純利益)	(14,331)
	新株予約権	308
	負債・純資産合計	910,865

第11期決算公告

令和8年10月5日

東京都新宿区新宿一丁目36番12号

株式会社ディーグラウンド

代表取締役 原口 大輔

貸借対照表の要旨

(令和8年6月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産部	流動資産	21,929
	固定資産	51,990
	資産合計	73,919
負債純資産及び部	流動負債	1,074
	固定負債	31,446
	負債合計	41,398
	資本	2,000
	剰余金	39,398
	その他利益剰余金	39,398
	(うち当期純利益)	(12,226)
	負債・純資産合計	73,919